

どか。(編者)
めぐる主張やスタンスが異なっているからだといふが、いついた状況に変化はみられるにねむるか、
では、中国政府の海洋問題の姿勢はどのようなものか。筆者の青山は、強硬、協調、闇との三つの要素が見られることが指摘する。そして、こうした錯綜した状況にあるのは、省庁や地方によつて海洋主権を
ムなども領有権問題を抱えているのだ。
中国の海洋权益をめぐる問題が、周辺諸国と軋轢を生んでいる。日本ばかりか、フィリピン、ベトナ

青山瑞妙

第7章 海洋主権——多面体・中国が生み出す不協和音

- (8) 私の見解は単なる推測ではなく、既得権益集団の政策決定過程における影響力の増大を扱った以下の通り
な論文も見られる。Erica S. Downes, "Business Interest Groups in China's Changing Political Landscape: Prospects for Democracy," Brookings Institution Press, 2008, pp. 121-37. 参照
- (9) RP 1102, p. 8.
(10) Ibid., p. 9.
(11) 『旬刊中國内外動向』2009年10月10日、四一八頁。
(12) 時事通信社、2010年1月15日。
(13) 『人民日报』2010年1月15日。
(14) 『多維新聞』2010年1月1日、10頁。——月九日、11頁、および関係者筋の話。
(15) ある北京駐在記者からの情報。
- (16) Wall Street Journal, 2011.1.16.
- (17) New York Times, Beijing, 2011.1.23.

ます、「海の憲法」と称されている『国連海洋法条約』(UNCLOS)である。一九九四年に発効

があげられる。

一〇七年以降海洋主権問題をめぐり対立が頻発するようになつた大きな要因には、主に以下の二つ

領有権問題をめぐり関係が再びきへしゃくするようになつた。中国と関係国との対立は一時沈静化したが、一〇七年以降海の

権をめぐり繰り張が高まつた。その後、中国と関係国との対立は一時沈静化したが、一〇七年以降海の

で交戦した。一九五九年三月にスチーフ事件 (Mischieff Reef) で中国とマイリビンの間で南シナ海領有

Paracel Islands), 一九八八年三月にスマーリー (中国名: 南沙) の赤瓜礁 (Johnson South Reef)

南シナ海の領有権をめぐり、中国はベトナムと、一九七四年一月にラセル諸島 (中国名: 西沙諸島)

そのうちの半分 (約一五〇万平方キロメートル) は隣国と争議中である。

中国は一万八〇〇キロあまりの海岸線を有し、約三〇〇万平方キロメートルの領海を主張している。

1 海洋主権問題と中国の対外姿勢

主権に関する中国の政策プロセスとその特徴を総括することとする。

別に、外交政策、国内法の整備と執行、地方政府、海洋ナショナリズムの順に論じていく。最後に海洋

理由を探り、本章が採用するアプローチを説明する。第2節から第6節までは海洋主権にかかわる要素

の政策の方針性を論じることとした。具体的には、第1節において海洋主権をめぐる対立が頻発する

ことで、本章は、中國国内の視点から、これまでに採用された政策や国内動向を析出し、今後の中国

洋秩序の形成に際して成長する中国がどのよくな政政策を採択しているかに対する理解はアジア地域の平

政政策に対する理解が異なれば、むろんのことは、異なる対中政策が導き出されうる。こうした意味で、海

洋戦略をとっているのかといった問題については必ずしも一致した見解が得られていい。中国の海洋

こうした強引にもみえる中国の海洋行動に対する懸念が近年高まつていて、なぜ中国がこのような

束するなど、強硬な対日姿勢を見せた。

が生じた。その後、中国はレマースの対日輸出を停止させ、軍事管理区域に侵入した日本人社員を拘

は、一〇九年に尖閣諸島海域で操業していた中国漁船が海上保安庁の巡視船に体当たりする事件

続いているが、一〇一年にねる中国の海洋政策に対する注目が一気に高まつた。また東シナ海で

南シナ海の領有権をめぐり、中国、ベトナム、フィリピンなど関係国間の非難合戦が一九九〇年代以

られる。

外姿勢に転じているとも言われている。そして、こうした強硬な姿勢は海洋問題において特に顕著にみ

日本を追い抜いて米国に次いで世界一位に躍り出た。他方、経済成長で自信をつけて中国は強硬的な対

一一〇年、中国は急速な経済成長を遂げている。一〇一年の中国のGDPは五兆ドルに達し、

はじめに

第一に、アメリカのアジアアシフトが問題をさらに複雑化させている。一〇一一年一月ヒラリー・クリントン国務長官は『対外政策(Foreign Policy)』誌で「アメリカの太平洋世紀」と題する署名記事を発表し、アジア太平洋の大國(Pacific Power)としてのアメリカを宣言した。同一月、オバマ大統領がオーストラリアを訪問し、オーストラリア北部のターウィンに一五〇人規模の米海兵隊の駐留計画を明らかにした。イラクからの米軍撤収後を見据えたアジア太平洋地域への戦略的な軍事シフトに合わせて、経済分野では一〇〇八年に参加を決めた環太平洋連携協定(TPP)への関与を本格化させた。もちろん、アメリカの対外戦略に占めるアジアの比重が高まることは、アジアの地域秩序形成に「米」の地域大國間の権力争いが影を落とすようになってしまったことを意味する。

一〇〇七年以降海洋領有権をめぐる対立が高まるようになつたのは、国連海洋法条約の問題、アメリカのアジア政策の変化に加えて、中国の政策変化も重要な一因をなしている。海洋問題をめぐる中国の議論が一層白熱化した。

提出期限年(二〇〇九年五月一日)の翌一〇一年五月において、海洋問題に関する中国政策をめぐっては、これまでの幕開けを告げた。実際、一九九〇年代後半以降アジア諸国との漁民の拿捕や釈放が繰り返される、排他的経済水域の境界をめぐる対立が先鋭化している。さらに国連大陸棚限界委員会への申請文書確域(EEZ)が新たに設定された。この新たに設定されたEEZは新しい国際海洋秩序の形成をめぐる議論が一層白熱化した。

第一に、アメリカのカイリの領海に加え、領海の基線から一〇〇カイリまでの排他的経済水域(EEZ)が新たに設定された。この新たに設定されたEEZは新しい国際海洋秩序の形成をめぐる議論が一層白熱化した。実際、一九九〇年代後半以降アジア諸国との漁民の拿捕や釈放が繰り返される、排他的経済水域の境界をめぐる対立が先鋭化している。さらに国連大陸棚限界委員会への申請文書確域(EEZ)が新たに設定された。この新たに設定されたEEZは新しい国際海洋秩序の形成をめぐる議論が一層白熱化した。

第一に、アメリカのカイリの領海に加え、領海の基線から一〇〇カイリまでの排他的経済水域(EEZ)が新たに設定された。この新たに設定されたEEZは新しい国際海洋秩序の形成をめぐる議論が一層白熱化した。

年春じるに行われた対外政策の見直しにみるものだと一般的に解釈されている。そして、拡張主義的な海政政策に対する厳しい国際批判に直面した中国は、一〇一〇年一月『人民日报』に掲載された戴秉國の「和平的な発展の道を堅持する」という文章の公表を契機に、火消しに奔走し、「堅持総光榮、積極有所作為(能力を隠し、力を蓄える方針を堅持し、積極的に役割を果たす)」という政策に修正した。確かに一〇一〇年の中国漁船と海上保安庁の巡視船の衝突事件以来、東シナ海や南シナ海における中国の動向はしばらく沈黙化の傾向を示したが、一〇一一年三月じろくから海洋問題をめぐる周辺国との摩擦は再び顕在化した。一〇一一年五月、フィリピンがリード・バンク(Reed Bank、中国名:礼業灘)の開発に着手したが、これに対し中国政府と台湾当局は強く抗議した。三月一日には、フィリピンチャーターしたイギリス社の調査船は中国の巡視船による妨害を受けたところ(Sitory, 2011)。

一〇一一年五月、スプラトリー(南沙、Spratly)のエイバー・ダグラス(Amy Douglas Reef、中国名:安塘礁)で中国が建造物の新設を始めたことが発覚した。こうした行為は一〇〇一年に中国が署名した「南シナ海における関係国の行動宣言(The Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea: DOC)」に著しく反するものだと非難されている。

（一）二〇一二年四月はじめにフィリピンの海洋監視船がスカラボロー礁 (Scarborough Shoal)、中国名：黄岩島)付近で操業中の中国漁民を逮捕しようとしたことから、中国とフィリピンの監視船が対峙するまるで対立がエスカレートした。また、中国は経済手段を用いてフィリピンに圧力をかけようとした。四月下旬、中国はフィリピン産バナナの検疫を厳格化し、五月にはフィリピンへの渡航を控える勧告を出した。こうした中国の海洋政策をどうに理解するのかといふ問題に答えるために、本章は海洋主権をケースに、競合する多様な利益を持つ様々なアクターが中国の海洋政策形成に果たせる役割を考え慮に入れて論述したい。

（二）五〇六一〇七頁。海政策に関しては正式かつ統一した中央の決定はまだ出されておらず、いわば「討議はするが決定せず」(Kong 2009:793)といった状態が続いている。そして現在領海問題を所管する機関は表1のように、合わせて一〇万人以上を有する五つの組織であり、「五つの中龍が海を制する」と称されている。統制体制をとっているこれらの機関は、お互いに協調体制が取れていないため、一〇〇八年七月に国务院が国家海洋局に海洋事務の国内調整の権限を与えたが（劉明 一〇〇八：一一頁）、一〇〇九年三〇日に中国とヘトナムとの間で中国として初めて海の国境協定が結ばれた。

2 海洋主権と外交政策

（三）冷戦終結直後、中国はとりわけ ASEAN諸国との関係構築に積極的に取り組んできました。海洋分野において、中国は「平和と繁栄のための戦略的パートナーシップに関する共同声明」が国・ASEAN首脳会議において「南シナ海行動宣言 (DAC)」に調印し、一〇〇三年八月中に四年内に域外国として初めて「東南アジア友好協力条約 (TAC)」への加盟を果たした。一〇〇四年六月三〇日に中国とヘトナムの間で中国として初めて海の国境協定が結ばれた。

（四）二〇〇三年ごろから、中国は係争中の海域では共同開発の方針を積極的に採らうとした。一〇〇五年一月に、中国はフィリピンの国家石油公司と石油の共同探査に関する契約を結んだ。また一〇〇五年三月十四日には、中国はヘトナム、フィリピンの石油会社と「南シナ海の協議地域における共同海洋地震工作取り決め」を締結し、同一〇〇五年七月四日にヘトナム・フィリピンと南シナ海における共同探査

に合意した。黄海でも同様な動きが見られた。⁽¹⁾〇〇五年一月二十六日、中国は北朝鮮と黄海での共同開発に関する協定を結んだ（『東方早報』一〇〇五年一月二六日）。協定内容について公にされていないが、「北黄海盆地」である可能性が高いといわれている（青山「〇一」）。⁽²⁾はフィリピン、ベトナムとともに南沙諸島周辺海域の安全保障協力を強化する上で合意した。その後、中日、温家宝首相はASEAN諸国に対し、軍事交流と協力の強化と制度化を提議し、軍による非伝統的安全保障分野の協力を拡大させることを呼び掛けた。温家宝提案後、中国はマラッカ海の安全保障に对外政策を調整し、「国家主権、安全」の重要性を強調するようになった（青山「〇一」）。⁽³⁾国家の主権、安全、海洋权益の擁護」といった文言はもともと海軍や國家海洋局がボリュームで使っていたものであるが、一〇〇六年以降外交にもその役割が求められるようになってしまったことは大きな特徴の一つとしている。一〇〇年のARFでの紛糾、尖閣諸島海域での中国漁船問題など一連の出来事が発生した後、中国は対立を解消させるための話し合いにも参加している。中国とASEANの間に、一〇〇年末、じろから事務レベルで南シナ海上における行動宣言の具現化に関する協議が行われたASEANと中国の会合では、温家宝首相は海上実務協力の拡大を呼びかけ、中国・ASEANスターとしており、Joint Working Group (JWG) も開催されている。また、一〇一一年一月にEANの間で、一〇〇年末、じろから事務レベルで南シナ海上における行動宣言の具現化に関する協議が行われたASEANと中国の会合では、温家宝首相は海上実務協力の拡大を呼びかけ、中国・ASEANとの間で摩擦が再び顕著化した。国家の主権と安全が外交目標として掲げられている限り、国連海洋法条約の影響を強く受けける今日において、海洋権益をめぐる中国と周辺国との摩擦回避は必ずしも容易である。

他方、前述のように、対話姿勢と同時進行で、一〇一一年三月から海洋問題をめぐる中国と周辺国との間で摩擦が再び顕著化した。国家の主権と安全が外交目標として掲げられている限り、国連海洋法条約の影響を強く受けける今日において、海洋権益をめぐる中国と周辺国との摩擦回避は必ずしも容易である。

3 海洋主権と国内法の整備

陸の国境線に対する取り組みと対照的に、建国後長期にわたり領海に対する中国政府の意識は相対的に低かった。中国で領海画定、海洋立法と管理に対する意識が格段に上がったのは一九九〇年以降のことである。中国で領海画定、海洋立法と管理に対する意識が格段に上がったのは一九九〇年以降のことである。

一方で、前述のように、対話姿勢と同時進行で、一〇一一年三月から海洋問題をめぐる中国と周辺国との間で摩擦が再び顕著化した。国家の主権と安全が外交目標として掲げられている限り、国連海洋法条約の影響を強く受けける今日において、海洋権益をめぐる中国と周辺国との摩擦回避は必ずしも容易である。

N海上協力基金を設立することを提案し、一〇〇億ドル（約七七〇〇億円）の借款供与を表明した。これまでの政策経緯から、中国は今後も伝統的、非伝統的安全保障分野における協力の強化を継続していくであろう。

EANの間で、一〇〇年末、じろから事務レベルで南シナ海上における行動宣言の具現化に関する協議が

転換している。一方で、国内で増しに高まる海洋权益擁護の意見は外交姿勢に影響をもたらし、中国は一〇〇六年ごろに外交政策のプロセスから、協調と強硬を同時に持ち合わせていていることは、現行の中国の海洋政策に従事した政策のプロセスから、協調と強硬を同時に持ち合わせていていることは、現行の中国の海洋政策的一大きな特徴の一つとしている。⁽¹⁾〇〇年のARFでの紛糾、尖閣諸島海域での中国漁船問題など一連の出来事が発生した後、中国は対立を解消させるための話し合いにも参加している。中国とASEANの一連の出来事が発生した後、中国は対立を解消させるための話し合いにも参加している。中国とASEANの間に、一〇〇年末、じろから事務レベルで南シナ海上における行動宣言の具現化に関する協議が

域で、また前述した排他的経済水域に対する実効支配の強化という国内の動きが背景にあつたため、米軍による問題関与への警戒、北朝鮮への配慮などと分析していくが、沈没現場は中国の排他的経游水域に発生した。引き上げで中国政府が示した慎重な姿勢について、当時多くの日本メディアは、米国や在日「海洋行政管理年」にあたる一〇一年に、沈没した不審船を日本の海上自衛隊が引き揚げる事案が海洋主権をめぐる日中関係を析出したい。

主に日中、米中の間で展開されている海洋主権をめぐる紛糾に焦点を当て、海洋主権問題での中国の対にエスカレートさせる場合も多くみられる。海洋主権をめぐる中国のケースもその例外ではない。以国連海洋法条約には内容が明確のこところが多く、実効支配を強化する動きが海洋利害の対立をさらい

4 海洋法執行と海洋主権をめぐる国際的軋轢

洋権益に対する意識が高まり、また国家の安全保障問題のかたも議論されてきていることである。しかし、ここで注目すべき点は、無論、国連海洋法条約の発効や国連海洋法条約の締結と決して無縁ではない。こうした中国の取り組みは、無論、国連海洋法条約の発効や国連海洋法条約の締結とともに、海洋主権をめぐる中国の現状(図示)における全海域で定期巡航が実施された。巡航の目的は、無論「プレゼンスの誇示と実効支配の強化(図示)

一〇八年には「全海域巡航制度」が確立され、一〇九年から西沙、南沙を中心とする中国が実効支配して県のレベルに設立した。これに伴い、海監总队が巡航する海域も一〇〇〇年代を通じて徐々に拡大した。洋局の組織として設立された。海監总队はその後同様の下位組織を中心とする各沿海域の省、地(市)、他方、国内法や管理規定の執行強化も着々と進行している。一九九年一月に中国海監总队が国家海洋

七月一七日、現時点において中国政府がいずれかの申請を許可した形跡はない。閑活動家の周文博などから尖閣諸島の借入申請が合せて四件なされているが(「南方週末」一〇〇三年一〇〇八年から中国海監总队は無人島保護と利用の管理制度を開始した。「一〇〇三年六月、国家海洋局、民政部、解放军总参谋部の連名で「無人島の管理制度の制定作業を開始した。」一〇〇三年七月一日発効が公布された。この無人島管理制度によれば、個人は五〇年間を限度に無人島を借りることができる。現在中国尖閣諸島の課題であった。面積五〇〇平方メートルを超える六五〇あまりの島嶼が中国に点在しているが、そのうち九四%は無人島である。そして中国が主張している七つの領海の基点のうち、六六は無人島である。一九八八年から一九九六年にかけて中国全国で行われた島嶼に関する調査結果に基づき、「二法規制定に統一され、中国は国内法に關連した管理規定の整備に着手した。中でも島嶼に対する管理強化が、そのうち九四%は無人島である。そして中国が主張している七つの領海の基点のうち、六六は無人島である。一九八八年から一九九六年にかけて中国全国で行われた島嶼に関する調査結果に基づき、「二

年に領海の基線に関する声明を初めて明確に発表し、一九八六年六月に排他的経済水域及び大陸棚に関する法律を公表した。た領海基線の一部を宣言し、尖閣諸島(中国名:釣魚島)に対する所有権も明記した。中国は一九六八年に領海基線に関する声明を初めて明確に発表し、一九八六年六月に排他的経済水域及び大陸棚に関する法律が採択された。この法律は一九五八年の領海声明を踏まえつつ、南沙諸島の領海基線を含め

件当初から中国政府や国内世論はこの問題を海洋権益の視点で捉える傾向が強かった。外交部スポーツマン孔泉は引き上げに同意したことについて、日本が中国の管轄権を認めた点を強調したコメントを出し、『中国海洋報』には引き上げ問題は米中軍用機接触事件（二〇〇一年四月）以来の中国の海洋権益にかかる重大事件と分析した記事が掲載された（『中国海洋報』二〇〇一年七月一日及び二〇〇三年一月二八日）。実際、二〇〇一年四月から二〇〇〇年五月までに渡り、中国海監総隊による空中からの監視、引き上げ日には海陸双方による監視が行われた。こうした活動は中国の海洋権益擁護の象徴的な行動であるという認識が中国国内で広く浸透していた。

この時点において日本政府には引き上げによるナショナリスティックな政治対立を回避する姿勢が見られたが、しかしその後、日中両国は東シナ海ガス田問題をめぐり紛糾し、その対立が急速にエスカレートした。二〇〇四年七月日本はノルウェーの調査船をチャータし、地下構造に関する調査を行った。日本の海底調査に対する中国側の監視も強化された。二〇〇四年七月七日から二〇〇五年六月までの二ヶ月間に、中国海監総隊は一回の飛行、一回の巡航を行った（『中国海洋報』二〇〇六年一月一四日）。

二〇〇四年三月七日に、中国の尖閣活動家七人が尖閣諸島に上陸する事件が起つた。沖縄県警は七人を出入国管理法違反の容疑で逮捕し、一日後に国外退去させた。東シナ海ガス田問題で紛糾するの七人を出入口管理法違反の容疑で逮捕し、一日後に国外退去させた。東シナ海ガス田問題で紛糾する尖閣に対する領有権を主張し、中国人拘束に抗議し、外交部副部長張業遂が日本側と約一〇回の交渉を行つたことを国内に強くアピールしたが、七人が国外退去させられた後、メディア規制を通じて、問題の拡大を抑制した。

中国尖閣活動家による尖閣上陸事件後、日本は尖閣諸島への実効支配を強め、上陸阻止の警備体制を更に強化し、二〇〇五年一月九日には尖閣諸島での「魚釣島灯台」の管轄を開始した。二〇〇八年一月八日、中国側も二〇〇六年から中国海監が東シナ海での定期巡航を開始した。二〇〇八年一月八日、中国が保有している最新鋭の海洋調査船（中国漁政三一〇）が初めて尖閣諸島の一カイリに入り、「海洋维权を擁護する活動」を行つた。これに対して、日本は外交ルートを通じて強く抗議し、最新の巡視船や大型ジェット機による巡回警備を強化した。こうした体制のなか、中国の巡視船による尖閣の接近は難しく、空による監視しか方法がなくなつたとの認識が中国国内で一般的となつた（朱一江二〇〇五）。

以上のように、日米同盟による抑止、実効支配の尊重、紛争拡大防止策の採用などの理由で（フレイヴァーリー：一三三一四一頁）、日中外交正常化以降の長い間、尖閣諸島問題の紛争拡大は日中両国政府によつて抑制されていた。しかし国連海洋法条約の発効により、日中両国は排他的経済水域・大陸棚の重複により海洋主権をめぐる新たな火種を抱えるようになつた。中国側の政策の変遷プロセスから見れば、東シナ海や尖閣問題に対する意識が高まるなか、国家海洋局主導のもとで二〇一二年以来実効支

配の強化を図る監視や巡航が強化された。これに対し、日本は強く抗議することとともに、実効支配を強化する海洋政策を開拓した。名：竜井（ガス田）の日中共同開発などからもわかるように、日中両国は紛争問題のリスクマネジメントにおいての規定は必ずしも明確ではない（坂本一〇〇六：九六頁）。アメリカは国連海洋法条約を批准し、おらず、排他的経済水域における軍事活動（情報収集活動）は認められるべきだという立場をとっている。他方中国は、排他的経済水域における軍事活動（情報収集活動）を含めた海洋調査活動に関する規則を定め、米中の立場の違いから、中国の排他的経済水域における米軍の活動をめぐって両国の対立は続いている。一〇〇一年四月、中国海南島沖でアメリカ軍偵察機と中国軍偵察機が空中で接触する事件が起きた。

ついで進路妨害をうけ、一〇〇三年五月にも黄海で同様な事件が起きた。一〇〇九年に入ってきた米軍調査艦ビクトリアイアスは退去させようとする中國側の妨害行為を受けた。また南シナ海でも、一〇〇九年三月八日、中国船五隻が南シナ海の海南島南方約七〇カイで調査活動中の米軍調査艦イーグルに接近し、海域から出ていくよう進路妨害し、米調査艦が放水で対抗するという事件が発生した。こうした問題が生じるたびに、中国はアメリカの偵査活動は国連海洋法条約違反だと批判し、アメリカは中国の危険行為に強く抗議するといつ非難合戦が続いている。

一〇〇九年五月、黄海の排他的経済水域に入った米軍調査艦ボーティッシュが中国の哨戒機によ

て進路妨害をうけ、一〇〇三年五月にも黄海で同様な事件が起きた。

近年中国の排他的経済水域における情報収集活動が活発化し、一〇〇九年に入ってきた米軍調査艦ビクトリアイアスは退去させようとする中國側の妨害行為を受けた。また南シナ海でも、一〇〇九年三月八日、中国船五隻が南シナ海の海南島南方約七〇カイで調査活動中の米軍調査艦イーグルに接近し、海域から出ていくよう進路妨害し、米調査艦が放水で対抗するといふ事件が発生した。こうした問題が生じるたびに、中国はアメリカの偵査活動は国連海洋法条約違反だと批判し、アメリカは中国の危険行為に強く抗議するといつ非難合戦が続いている。

一〇〇九年五月、黄海の排他的経済水域に入った米軍調査艦ボーティッシュが中国の哨戒機によ

て進路妨害をうけ、一〇〇三年五月にも黄海で同様な事件が起きた。

近年中国の排他的経済水域における情報収集活動が活発化し、一〇〇九年に入ってきた米軍調査艦ビクトリアイアスは退去させようとする中國側の妨害行為を受けた。また南シナ海でも、一〇〇九年三月八日、中国船五隻が南シナ海の海南島南方約七〇カイで調査活動中の米軍調査艦イーグルに接近し、海域から出ていくよう進路妨害し、米調査艦が放水で対抗するといふ事件が発生した。こうした問題が生じるたびに、中国はアメリカの偵査活動は国連海洋法条約違反だと批判し、アメリカは中国の危険行為に強く抗議するといつ非難合戦が続いている。

一〇〇九年五月、黄海の排他的経済水域に入った米軍調査艦ボーティッシュが中国の哨戒機によ

しかし、アメリカの歩み寄りの姿勢は長く続かなかった。二〇〇八年八月に開かれたARFで南シナ海における航行の自由をめぐり米中は激しく対立し、翌二〇一一年一月に胡錦濤国家主席が訪米した際に出された米中共同声明は二〇〇九年一月の共同声明から大きく後退した。二〇一一年声明には、七つの軍事交流分野の推進は明記されていたものの、「管轄権と利益を尊重する上で軍事安全と海上安全問題を適切に処理する」という二〇〇九年の文言は盛り込まれなかつた。

5 海洋主権の擁護を推し進める地方政府

二〇〇一年に開かれた第一六回党大会で江沢民国家主席が行なった報告の中で「海洋開發」方針が盛り込まれていることは、海洋開発とその管理が重要な政策アジェンダとなつたことを意味する。更に、海洋開発という中央政府の方針を受け、沿海地方政府も積極的に地方産業を国家政策の一環として組み入れながらおおじとする動きに出た。本節は主に、領土問題に直接にかかわる海南省の動向をフォローする。海南省は中国最南端の省で、漁業、石油開発、観光などを積極的に推進しているが、省の政策は中国の西沙、南沙政策と密接に絡み合っている。

海南省は海洋政策が国家プロジェクトに組み込まれる前から、国家としての海洋政策策定の重要性を現す

訴え、積極的に中央政府に働きかけている。早くも一九八八年に海南省は「海を以て島を振興させる構想を実現させること」が必要であった。一九八〇年の全人代会期中に、海南省代表杜碧蘭が元海軍副総司令張序三（以海興島）の「海洋大省」の構想を披露していった『能源基地建設』一九七七年第三期一七頁。こうした構想を実現させる上で、海洋政策を国家の基盤政策の一つに盛り込み、中央政府からの財政援助を実現するといふとともに、「海洋強国戦略」を提案した『中国海洋報』二〇〇一年三月六日。物議をかもした。そして一九〇一年にマレーシア、ペトナム、フィリピンなどによる石油開発を警戒すべきだと声を上げ、南シナ海の開発を第一次五年計画に盛り込むよう主張した『中国海洋報』二〇〇一年三月一六日。翌年、杜碧蘭は再度南沙諸島での漁業権、南シナ海での石油開発権を強く要望したといつ『人民日报』二〇〇一年三月一三日。

国务院の「全国海洋發展規画綱要」（二〇〇三年）が出来てから、沿海の地方政府は各地域の海洋資源を制定するようになつた。そこで、海南省は二〇〇三年から中央政府に同省を石油、天然ガスの生産基地に認定してもらうよう働き掛けた（今曰海南）二〇〇三年第四期、一四頁）。二〇〇六年三月、海南省政治協商會議の委員は連名で全國政治協商會議に「南シナ海海洋權益の強化と擁護に関する提案」を提出し、南シナ海における石油開発の重要性を強調し、石油とともに漁業と觀光の三本柱で海南経済を振興させる必要性を論じた。二〇〇七年三月には、海南省は引き続き西沙諸島の觀光事業の実

議のメンバーが数回にわたり北京への陳情活動を行った。構想が正式に提起された『新財経』二〇一〇年第三期、九三頁)。二〇〇八年から二〇〇九年にかけて海南省政府や政治協商会议のメンバーが海南沙諸島の観光調査に着手したこと背景に、海南省の努力が功を奏して、二〇〇九年三月三日、賈慶林全国政協主席が政治協商会议の活動報告で、中央レベルの指導者として初めて「海南国际觀光島」という名称を使用した。中央から二〇〇八人余りからなる大型調査団が二〇〇九年六月に海南省に派遣され、一〇日間ほど観光産業に関する調査を行った。

二〇一〇年一月四日に、中国政府は「海南国际觀光島建設と発展に関する国务院の若干意見」を公佈し、積極的かつ穩當に西沙開発を進めることとした。西沙諸島の觀光開発に加えて、南シナ海における石油・天然ガス、観光、漁業などの資源開発にさらに注力することにも言及している。これに対し、ベトナムは猛反発した。(二〇一二年六月、ベトナムは海洋法を公表し、南沙、西沙両諸島における主権や排他的經濟水域(EZ)などを主張した。他方、中国も対抗して、南沙、中沙、南沙の島嶼や海域を管轄する三沙市を新設し、三沙市の市政府を西沙の永興島に設置した。

以上の経緯から理解できるように、海南省は中国からの財政出動を引き出すため、まず海洋の重要性を訴え、海洋政策を国策に組み入れてもらつよう働き掛けた。じいで一〇ほどの注目すべき点がある。

第一に、地方政府は中央政府に働きかける際に、外国の脅威を積極的に利用して、西沙における觀光開発に組み込まれてはいたが、海南シナ海における石油・天然ガス開発や漁業の注入といった項目は第一に、確かに西沙諸島の觀光、海南シナ海における石油・天然ガス開発や漁業の注入といった項目は中央政策に組み込まれてはいたが、海南シナ海における石油・天然ガス開発や漁業の注入といつた項目は海の係争地域における中国の単独開発についてにはいまだに省内省庁間で協議中と伝えられており、実際石油の独自ないし共同開発の許認可権、漁業許可権といった権限、並びに石油、天然ガス、漁業、觀光開発における。海南省の觀光事業プランからみてもその重点は西沙觀光ではなく、三亞開発におかれていない。海南省の觀光事業が急ピッチに進められれているなか、西沙觀光や海南シナ海においては、海南シナ海上における漁業、石油・天然ガス開発といったテリケートなイシューを強調して打ち出す傾向がある。海南省の例では、中央政府に採択された政策に地方のそれまでの主張がそのまま組み入れられる。

第二に、確かに西沙諸島の觀光、海南シナ海における石油・天然ガス開発や漁業の注入といつた項目は中央政策に組み込まれてはいたが、海南シナ海における石油・天然ガス開発や漁業の注入といつた項目は海軍、国家海洋局、地方政府など海洋関連組織はそれぞれの権益に基づいて海洋主権擁護論を主張しているが、一九九〇年代後半から、大衆レベルでも海洋ナショナリズムが芽生え始めた。中国の国連海洋法条約の批准後、中國国内から海洋国土教育の重要性を指摘する声が浮上するようになつた。一九八年の全人代や政治協商會議に提出された議案の中には、海洋國土教育の強化に関する提案も含まれていた(『中国漁業経済研究』一九八八年三月、一九頁)。そして、二〇〇〇年から國家海洋局

6 海洋ナショナリズム

洋権益についても約八割の人々が法律を重んじる姿勢を示しており、海洋権益が侵害されたときに強硬手段によるナショナリスティックな傾向がとりわけ強いとは言い難い。海洋権益を擁護すべきだという意識をめ中国国内で展開されたが、一〇〇〇年代に行われた調査結果からみれば、中国大衆の間で海洋権益をめ以上のように、一〇〇〇年以降国家海洋局主導のもとで、海洋权益教育を目的とするキャンペンがめられる一方、半数近く（四六・一%）が実効支配の強化を支持している。

割合は一八・六%にとどまっている。現状維持や他国との衝突を避けるべきだとする人が一・八%を占一一年四月に環球世論調査セントナーが行った世論調査でも、強硬な手段で訴えるべきだと主張する人々選んだ人は一七%にとどまっている。海洋をめぐる中国と周辺国との軋轢が顯著になつてからの一〇一海軍建設の必要性を上げているが、中国の海洋権益が侵害されたときに強硬な対抗手段で臨むべきであるに、中国の海洋権益を擁護するための最も有効な手段についての問に對して、五四%の人人が強大なるに對し、四・一%の人人は現在起きている海洋問題には全く無関心だと回答した。また、図2のよ海軍法で保障されている海洋権益である。また海洋権益の擁護意識を有していると言えた人が六四%で先駆導報（一〇〇九年四月一日）。図1で示したように、七・八・一%の回答者にとって、海洋権益は国際化、simac.com（新浪ネット）、tiandy.acom（天涯ネット）と共に再度海洋意識調査を行った（『国际凤巢』とトを行った。こうした中、一〇〇九年四月に新華社傘下の『国际先駆導報』がifeng.com（鳳凰ネット）から、一〇〇九年一〇月中華人民共和国政府は〇周年などの記述行事に合わせ海洋教育に関するイベ

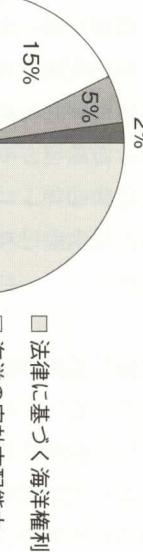
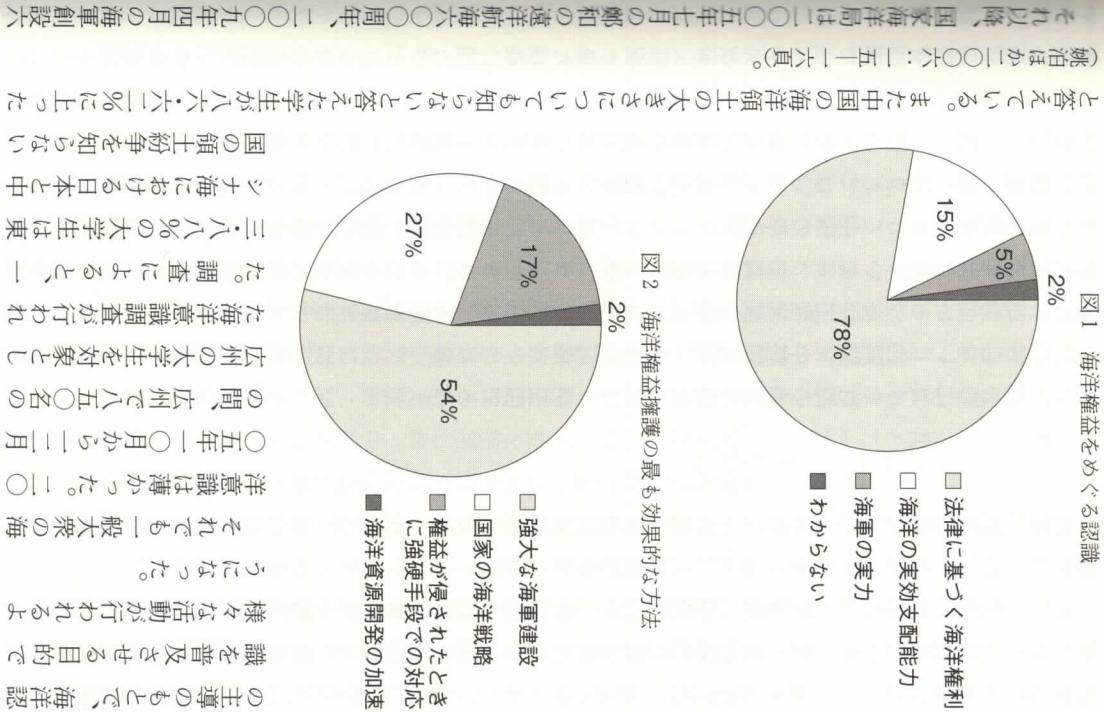


図2 海洋権益擁護の最も効果的な方法



プロセスも異なる。そこで、今の中には協調、関与、強硬の三つの姿勢が同時に存在する。中国の政策は決して一枚岩ではなく、省庁や地域によって主張が違っている。それでの政策の変遷である。行政政策は支持されておらず、中国に強固な海洋ナショナリズムが存在していることは一概に言えない。

二〇〇〇年代の世論調査からわかるように、現在においては大衆レベルにおいて主権を超えた軍事力による権益の実現のために、時としてはナショナリティックな政策提言を唱える場合もある。しかし、このように、各々の権益から海軍、国家海洋局、沿岸地方政府などは海洋主権擁護を強く主張している。現段階において極めて難しい状況にある。

省庁と異なり、限られた権限と財源しかしていない地方政府が主導的に海政政策を推し進めるることは、地方政府は地方への財源と権限の移譲を求めるために、積極的に海政政策の提案を行う。しかし中央のレベルに格上げさせるよう精巧に動き掛けを行つ。国家戦略と地方経済振興策が一致するようになる。

階においては、海洋資源で地方経済を発展させようと考えている地方政府は、海政政策を国家政策の一部としている。沿岸部の地方政府も海洋主権擁護を強く主張している。海政政策が国家戦略に組み込まれる以前の段設立し、二〇〇一年から海洋主権にかかる法律執行に本格的に取り組むようになつた。他方、海軍の姿勢には変化が見られず、軍隊に対するシリアンコントロールの問題は依然として懸念の種となる。これらによると、二〇〇六年には、海洋法執行に責任を負う国家海洋局は一九九九年に海監総隊を設立し、二〇〇一年から海洋主権にかかる法律執行に本格的に取り組むようになつた。しかし二〇〇六年になると、主権意識の重要性が外交分野において強調され、取引相手劬を示した。

せた。さらに中国は二〇〇四年には係争中の海域における共同開発を提唱し、それ以降共同開発の推進アジア地域協力に積極的な姿勢を示すようになり、二〇〇一年に至り、その協調姿勢を一段と明確化させており、しかも時として異なる方向性を有していた。外交に関しては、中国は一九九〇年代後半から本章で明らかにしたように、外交政策、海洋法執行政策、海軍の政策は異なるプロセスを経て今まで全人代(議会)の果たす役割は極めて限定的であるため、各省庁がそれぞれの管轄領域の政策形成によるところが大きい。明確に統一された中央政策がない状況のもとでは、予算編成、政策論議などの面強硬と協調の一いつの姿勢が同時に存在していることは、海洋主権に対する中国の対外行動の大きな特徴として海洋主権に関して、現時点で統一した中国の海政政策は確立されていない。

アジア地域において海洋主権をめぐる紛争が多発する背景は、さまざま複雑な問題が絡んでいて、これにオハマ政権のアジア・太平洋地域への回帰が、問題をさらに複雑化させていく。域をめぐる各国の駆け引きが繰り広げられており、安全保障情勢の不安定さが露呈する事件が近年多く発生している。国連海洋法条約の発効により、アジアにおける海洋秩序は新たな局面を迎えた。領海や排他的經濟水域

おわりに 海洋秩序の近未来

段に出るべきだと主張する声も一劃を切つていて。

第一に、マラッカ海峡の安全確保、海賊対策問題から見られるように、中国は伝統的、非伝統的安全保障分野における地域協力に依然として積極的な協調姿勢を示している。

第二に、中国は国際海事機構（IMO）などの国際機構に意欲的にかかわっており、国際秩序形成に積極的に関与しようとしている（Li 2010）。

第三に、自國の海洋主権問題について実効支配を強化している。

総割体制のもとで、今後もこの二つの政策は同時に推し進められると考えられる。領有権をめぐる国家間の紛糾は妥協や譲歩が難しく、解決には相応の時間を要する。海洋問題をめぐる紛糾が今後さらによく予測される状況において、各国情においてリスクマネジメントのマニフェスト構築が求められる。海洋における日中、米中の対立は、国連海洋法条約の解釈の違いに起因するところが多いが、中国と日本との安全保障上の相互不信も色濃く反映されている。いってた観点から曰中国並びに米中両国は早に紛争回避のための行動指針を策定する必要がある。また、南シナ海行動宣言書の実効性を高めるための行動基準作りも必要不可欠である。

中国经济発展の持続している中国に大国としての責任が求められるのは必然であり、またこの分野において中国が果たせる役割は決して小さくない。

今後、中国に対する国際社会の関心は引き続き極めて高い状況のまま継続していくことは間違いないだろう。

（1）台湾政府の抗議文 <http://www.taiwanembassy.org/casp?xItem=201095&ctNode=3591&mp=202> 参照。

- (2) 全文に関しては、<http://www.asiasource.org/13163.htm> を参照。
- (3) http://www.china.com.cn/international/zhuanti/wjbxjp/2007-11/21/content_9262940.htm
- (4) http://www.chinadaily.com.cn/zgzsx/2009-10/28/content_8862728.htm

参考文献

青山瑞妙（1007）『現代中国の外交』慶應義塾大学出版会。

青山瑞妙（1011-a）『領土問題と中国の外交』『中国年鑑2011 特集：波立つ海洋・動き出す内陸』中国研究研究所。

青山瑞妙（1011-b）『中国の周辺外交』趙宏偉・青山瑞妙・益尾知佐子・三船惠美『中国外交の世界戦略』東洋出版社。

テイラー・フレイヴァー（1010）『日米中關係と尖閣諸島（釣魚島）』王錦思・ジエラード・カーティス・国分良成編『日米中トライアングル——三国協調の道』岩波書店。

坂本茂樹（1006）『排他的経済水域における軍事活動』栗林忠男・秋山昌廣編『海の国際秩序と海洋政策』東信堂。

朱一江（1009）『近十幾年来日本在釣魚島做了什麼』『世界知識』第三期。

江淮（1009）「領海基点——沿海国海上権利の起點」『世界知識』第三期。

じいつ概念を用い、「この問い合わせに答えてみようとする。(翻者)

では、中国政
府は今後も「内政不干涉」原則を変更しないだろうか。筆者の徐は、「転換」と「調整」
る向きもあるが、中国政
府は「内政不干涉」原則を盾に、從來の方針を変更しようとしている。
助は西側諸国との対立を生みだしている。中国のこうした姿勢を「国際秩序に対する大きな挑戦」と見
海洋主権問題が近隣諸國との軋轢の原因になってしまっていれば、独裁体制を敷くアフリカ諸國への援

徐 顯芬

第8章 対外援助——「内政不干涉」のストリックを解説する

- 問洪華・鐘飛騰(1009)「中国海外利益研究の歴程、現状と前瞻」『外交評論』1009年第五期。
- 劉明(1008)「我国海洋經濟安全形勢」『海洋開発与管理』第1期。
- 李華・姚泊・鐘曉燕・雷錫林・楊碧・王婉清(1007)「大学生海洋權益和海洋環境知識調查及分析」『海洋開發与管理』第6期。
- Mingjiangle Li, 2010, "China and Maritime Cooperation in East Asia: Recent Developments and Future Prospects," *Journal of Contempory China*, 19 (64).
- Bo Kong, 2009, "China's Energy Decision-Making: Becoming more like the United States?", *Journal of Conservation*, 18 (62).
- Lan Story, "China and the Philippines: Implications of the Reed Bank Incident," *China Brief*, Volume 11, Issue 8, May 6, 2011.
- Michael D. Swaine, "China's Assertive Behavior: Part One: On Core Interests," http://carnegieendowment.org/files/CLM34MS_FINAL.pdf.
- Frauel M. Taylor, 2007-8, "Power Shifts and Escalation: Explaining China's Use of Force in Territorial Disputes," *International Security*, Vol. 32, No. 3.
- Robert Ross, "China's Aircraft Carrier: Chinese Naval Nationalism and Its Implication for the United States," *Policy Brief*, Bellagio Center for Science and International Affairs, Harvard Kennedy School, October 2011.